

火災に遭われた場合の、り災ごみの扱いについて

火災により発生した燃え残りの家財等の生活用品、廃木材等の残火物を被災関係者自らが処分する場合は、伊地山クリーンセンターで受入れできます。(業者による解体廃棄物は、一般住宅・アパート・店舗・事務所等の用途にかかわらず産業廃棄物となるため受入れできません)

り災ごみの搬入時は、事前に連絡をしてください。その際に持ち込める物、持込方法等の確認をします。

香取広域市町村圏事務組合 伊地山クリーンセンター:0478-59-2148

業務班:0478-78-1311

1. 受入れることができる品目

◆大型可燃ごみ

- ・柱などの廃木材(長さ2m、幅30cm以内)
- ・木製の家具、プラスチック製品類
- ・毛布、布団、カーペット
- ・畳、ふすま、障子

◆可燃ごみ

- ・靴、スリッパ、ぬいぐるみ、おもちゃ等
- ・灰(燃えつきている残骸。但し土砂、泥、石等が混じっていないものに限る)

◆資源物

- ・空ビン・空カン
- ・紙類
- ・衣類・布類

◆不燃ごみ

- ・ガラス・セトモノ類
- ・ガスコンロ、ストーブ、ナベ・ヤカン、網戸等の金属製品類
- ・扇風機、オーブンレンジ、掃除機等の電気製品類

※リサイクル家電は除く

※詳細については、市町発行の「家庭ごみの分け方」及び「ごみ分別辞典」をご覧ください。

※必ず事前に分別してから持ち込んでください。

※資源物の「紙類・衣類・布類」については、濡れ・汚れのあるものは可燃ごみとなります。

※クリーンセンターで処理できるもの以外は受入れできません。

裏面もご覧ください

2. 受け入れることができない品目

- ・解体業者が解体することにより出た廃棄物
- ・土砂、泥、石等
- ・瓦、コンクリートがら、断熱材、石膏ボード、塩ビとよ等の建築廃材
- ・ガスボンベ、消火器、農機具等の処理困難物

3. 搬入時に留意していただくこと

- ・搬入される方は被災関係者または、被災された住所地の市町から一般廃棄物収集運搬の許可を受けている業者に限定されます。(業者へ委託する場合は、必ず被災関係者がその都度同行してください。)
- ・持込される際に、消防署から発行される「り災証明書」又は「火災状況報告書」の写し(コピー)と、市町で発行する「一般廃棄物処理等手数料減免(免除)申請書」を被災関係者の方がご持参ください。
- ・搬入車両は最大積載量2t以下の車両としてください。搬入物はその都度分別状況等を確認しますので、中身が確認できない車両や状態での搬入はできません。
- ・搬入は、月曜～土曜日(ゴールデンウィーク、年末年始を除く)8:45～11:30、13:00～16:00で受入れできます。
- ・場内では係員の指示に従って、搬入者により降ろしてください。

問合せ先

香取市環境安全課 0478-50-1248

神崎町町民課生活環境係 0478-72-2113

多古町生活環境課環境係 0479-76-5406

東庄町町民課生活環境係 0478-86-6072

香取広域市町村圏事務組合 0478-78-1311